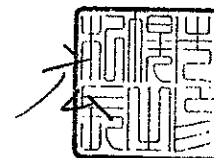


札幌市下水道事業会計規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月24日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第 17 号

札幌市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

札幌市下水道事業会計規則（平成11年規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(企業出納員の設置) 第3条 (略)	(企業出納員の設置) 第3条 (略)

改正前	改正後
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 副金銭企業出納員 <u>料金係長</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(請求書の要件)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 副金銭企業出納員 <u>経理係長</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(請求書の要件)</p>
<p>第47条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 債権者の住所及び氏名(法人にあっては、<u>法人名及び代表者氏名</u>)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第47条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 債権者の住所及び氏名(法人にあっては、<u>法人名</u>)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p><u>3 請求書には、請求印を押印させなければならない。</u></p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず、金銭企業出納員が認めた場合は、第1項若しくは第2項の規定による記載の一部又は前項の規定による押印を省略することができる。</u></p> <p>(領収書)</p>	<p><u>3 前2項の規定にかかわらず、金銭企業出納員が認めた場合は、請求書に記載すべき事項の一部を省略することができる。</u></p> <p>(領収書)</p>
<p>第53条 金銭企業出納員は債権者から領収書を徴し、これと引換えに支払をしなければならない。</p>	<p>第53条 金銭企業出納員は、支払をしようとするときは、債権者から領収書を徴さなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>2 債権者の領収印は、請求印と同一のものでなければならぬ。ただし、紛失その他やむを得ない理由により改印を申し出た場合は、この限りでない。</p>	
<p>3 前項ただし書の規定に該当する場合は、金銭企業出納員は、印鑑を証明する書類その他債権者であることを確認し得る書類の提出を求め、当該支出決定書に添付しておかなければならない。ただし、債権者であることを確認し得る書類については、直ちに返還を要するものである場合は、この限りでない。</p>	
<p>4 前項ただし書の場合においては、確認した事項を当該支出決定書の余白に記載しておかなければならない。</p>	
<p>5 (略) (賠償責任を負うべき職員の指定)</p>	<p>2 (略) (賠償責任を負うべき職員の指定)</p>
<p>第133条 法第34条の規定により準用される自治法第243条の2の8第1項後段の規定により規則で指定するものは、前条第1項各号に掲げる行為に直接関与した職員とする。</p>	<p>第133条 法第34条において準用する自治法第243条の2の9第1項後段の規定により規則で指定するものは、前条第1項各号に掲げる行為に直接関与した職員とする。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号の改正に係る部分は同月15日から、第133条の改正に係る部分は同年9月24日から施行する。